工事版

長崎県【情報共有システム活用の仕方】

- 0.情報共有システム利用までの流れ
- 1. 難易度に合わせた打合せ方法
- 2. 職位登録及びワークフロー(工事)
- 3. 段階確認機能活用
- 4. 情報共有システムによる書類整理方法(工事)
- 5. 検査書類限定型における書類作成

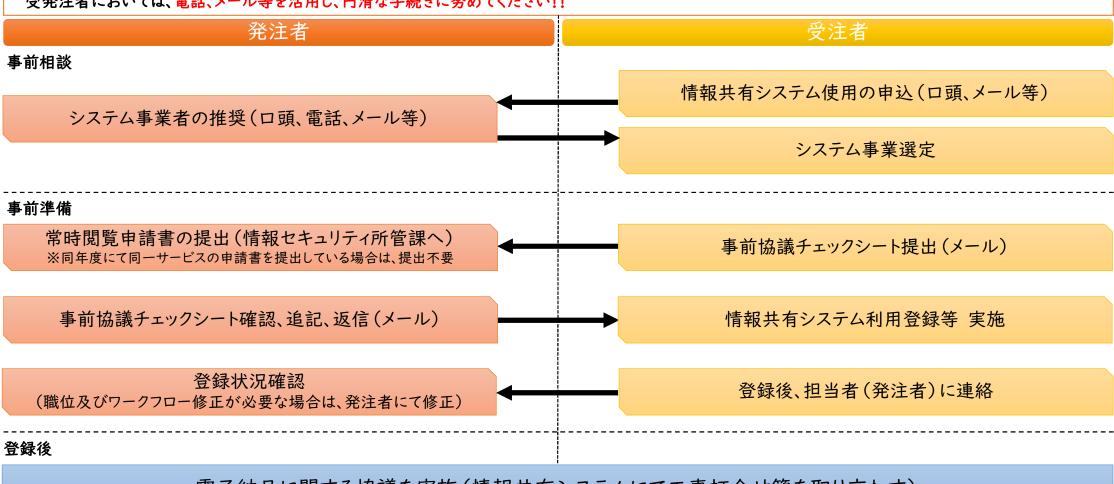


【情報共有システム活用の仕方】0.情報共有システム利用までの流れ

【情報共有システム利用までの流れ】とは?

情報共有システムの利用までは、システム事業者の選定や事前協議チェックシートの提出など手続きが必要です。

受発注者においては、電話、メール等を活用し、円滑な手続きに努めてください!!



電子納品に関する協議を実施(情報共有システムにて工事打合せ簿を取り交わす)

【情報共有システム活用の仕方】1.難易度に合わせた打合せ方法

【難易度に合わせた打合せ方法】とは?

打ち合わせの内容に応じて情報共有システムの『掲示板』及び『工事打合せ簿発議』の機能と『対面による打合せ』を組み合わせる方法です。 打ち合わせ例を参考に効率的な協議を心掛けましょう!!

「初 級】

[初級]の打合せ方法とは? 事前に発注者と受注者において 協議せずにシステムによる打合せ 簿を起案することを言います。

事前調整が必要ではない事案に ついて行ってください。





★打合せ例

- ·着工前測量結果
- ·地下埋設物、架空線調查報告
- ・木くず処理量の報告
- ·下請企業·建設資材
- ·週休二日制(4週8休)実施

使用報告書の提出

「中 級】

[中級]の打合せ方法とは? 事前に資料の調整を行い、内容 の整理後、起案し、打合せ簿を取り 交わすことを言います。

工事打合せ簿の起案前に『掲示 板』機能で、整理を行ってください。





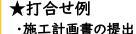
【情報共有システム】 ①掲示板投稿

②掲示板確認

③打合せ簿起案

④打合せ簿承認

受注者



- ・快適トイレの導入
- ・週休二日の実施状況
- ・工事案内の配布資料
- ・長期休暇期間の現場管理
- ·三者会議開催

「上 級】

「上級]の打合せ方法とは? 内容が複雑で容易に答えを導き 出すことが出来ず、対面の協議が 必要な事案の場合を言います。



発注者



【情報共有システム】

①掲示板投稿

②揭示板確認

③打合せ簿起案

4)打合せ簿承認

受注者

★打合せ例

- ・図面及び金額等の変更 が必要な協議
- ·事故、苦情対応関係
- ・設計図書の照査

(問題ありの場合)

・現場立会による変更協議

【情報共有システム活用の仕方】2.職位登録及びワークフロー(工事)

【職位登録】とは?

情報共有システムについて<mark>受発注者の立場を登録することです。</mark> 下記を参考に登録をお願いします。

職位登録

職位対象者監督員担当者(エ事指導幹の場合は、担当するエ事指導幹)主任監督員担当班長(エ事指導幹の場合は、担当以外のエ事指導幹)総括監督員(担当課長等)担当課長検査職員検査指導幹等所属長本庁:課長等 地方機関:建設部長等その他(発注者)その他必要な者(現場技術員など)

※転勤等により修正が必要な場合は、発注者において適宜変更・追加を行うこと。

受注者

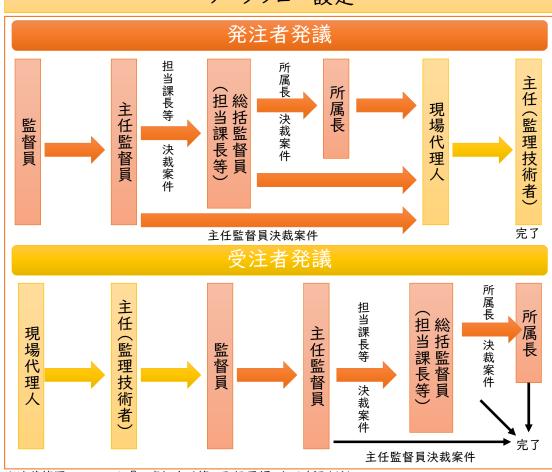
職位	対象者
現場代理人	左記の者
主任(監理)技術者	左記の者
その他(受注者)	その他必要な者(三者協議など)

※交代等により修正が必要な場合は、受注者において適宜変更・追加を行うこと。

【ワークフロー】とは?

情報共有システムにおいて<mark>打合せ簿の決裁順を設定することです。</mark> 下記を参考に設定をお願いします。

ワークフロー設定



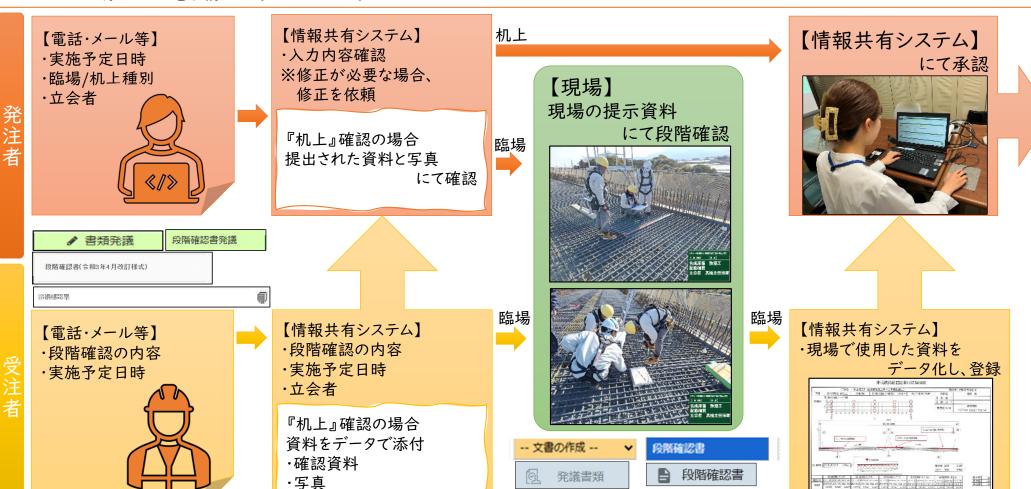
※決裁範囲については、『工事打合せ簿の取扱要領』をご確認ください。

完

【段階確認機能】とは?

情報共有システムには、『段階確認書』をオンライン上で提出する機能があり、その機能を活用し、データとして登録することができます。 オンラインで行うことで電子納品に対応ができます。

【情報共有システム活用の仕方】3.段階確認機能活用



【情報共有システム活用の仕方】4.情報共有システムによる書類整理方法(工事)

【情報共有システムによる書類整理】とは?

情報共有システム内で取り交わした書類をフォルダ分類に振り分けることでシステム内で書類を整理することです。 共有書類管理は、データとして書類を登録することでシステム内で整理できることです。

- 1. 発注者登録資料
 - ①当初図面·数量
 - ②変更図面:数量
 - ③竣工図面:数量
 - ※上記書類は、受注者に提供するデータを添付。 竣工図面・数量については、維持管理資料として重要なため、必ず添付をお願いします。
- 2. 竣工検查資料
 - ①施工計画書
 - ②施工体制台帳·体系図
 - ③工事打合せ簿 段階確認書
 - ④出来形管理図表
 - ⑤品質規格証明書
 - 6品質管理図表
 - ⑦品質証明書
 - ※上記書類は、検査用に作成するのではなく、監督職員に提出する資料を適宜整理してください。

発注者

【オリジナルデータを登録する共有書類管理】

【工事打合せ簿など発議書類をフォルダ分類】

発注者登録資料に各段階での図面(CAD)·数量(エクセル)のオリジナルデータを登録。

受注者

竣工検査資料の内、工事打合せ簿・段階確認として発議・ 承認などを行った書類をフォルダ分類することで、データでの 整理が可能に、竣工検査時にペーパーレス化を実現!! ①施工計画書 ②施工体制台帳・体系図 ③工事打合せ簿、段階確認書			
✔ 書類発議	フォルダ分類	工事打合世簿 ▼	
#エ#朝台報 書類名称 工事打合せ簿	Ģ	<u> </u>	
→・共有フォルダ (0)			
□ ファイルキャビネット		合せ簿	

【スキャニングデータを登録する共有書類管理】 竣工検査資料の内、下記フォルダは、スキャニングデータ やPDFなどデータでの整理が可能で、竣工検査時にペーパーレス化を実現!! ④出来形管理図表 ⑤品質規格証明書 ⑥品質管理図表 ⑦品質証明書 ■ 書類登録・管理 共有書類登録 文書管理 株品データ登録ファル ■ 工事フォルダ

回 ファイルキャビネット

【情報共有システム活用の仕方】5.検査書類限定型における書類作成

【書類限定型検査】とは?

「検査書類限定型モデル工事」における検査のことで、書類検査時に書類を限定し、監督員と検査担当が確認する資料を重複しないようにし、 受注者における書類の削減を図るものです。

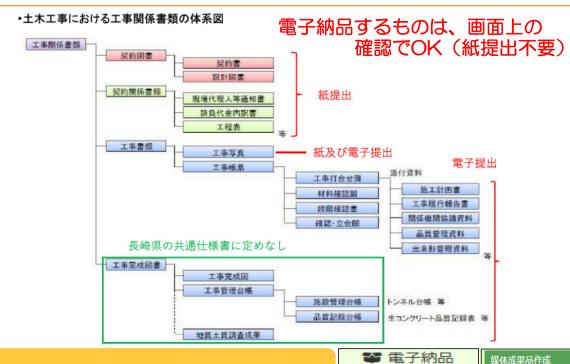
検査担当者は、工事の検査時において 下記の8書類に限定して書類検査を行います。

【情報共有システム】を用いる書類

- ①施工計画書
- ②施工体制台帳,体系図
- ③工事打合せ簿(段階確認書を含む)
- ④出来形管理図表
- ⑤品質規格証明書
- 6品質管理図表
- ⑦品質証明書
- ※上記書類は、検査用に作成するのではなく、適宜作成、監督職員 に提出することで効率的な資料作成に繋がります。

【情報共有システム以外】を用いる書類

⑧工事写真



発注者

【事前確認】

- ・情報共有システム内で7つの資料を整理することで、システム画面で検査の前に資料を確認することができます。
- ・事前にダウンロードしたデータを事前に受け取ることでネットワーク環境が無い場所でも資料の確認ができます。

受注者

【電子納品物による検査書類限定型】

- ・電子納品機能により、事前にダウンロードすることで通信環境が無い場合でもペーパーレスによる検査が可能となります。
- ・ダウンロードされた資料は、電子納品対応になりますのでCDなどの媒体で提出するとペーパーレスでの納品が可能です。

